

静岡県告示第648号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中

「ふじのくに地球環境史ミュージアム」を 「ふじのくに地球環境史ミュージアム
静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所」 に改める。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。